

電子的診療情報連携体制整備加算:

1. オンライン請求を行っています。
2. 診療報酬の詳細な明細書を無料で交付しています。
3. オンライン資格確認を行う体制を整備しています。
4. 医療DXの推進に関する情報をウェブサイトへ掲載しています。
5. 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については現在整備中です。
6. 電子処方箋を発行する体制を整備しています。
7. 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠した体制を整えています。
8. 厚生労働省が認証する電子カルテ製品を利用しています。

地域支援・医薬品供給対応体制加算:

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでいます。また、医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制を整備しています。なお、医薬品の供給状況によっては投与する薬剤が変更となる可能性があります、その場合にはご説明いたします。

一般名処方加算:

医薬品の供給が不安定な場合、保険薬局において銘柄によらず調剤できるよう、一般名で処方箋を発行させていただくことがあります。なお、令和6年10月から後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただいておりますのでご承知おきください。（先発医薬品を処方する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金はかかりません。）ご不明な点がございましたら、スタッフにお尋ねください。

長期収載品の処方等又は調剤に関する事項:

後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金（先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金）をお支払いいただきます。

※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。

※先発医薬品を処方する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金はかかりません。

※みなさまの保険料や税金でまかなわれている医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることとなりました。これにより医療機関の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いいたします。